

令和2年3月30日
外郭団体に関する特別委員会

委員会資料

案 件	資料番号
報 告 神戸新交通株式会社役員並びに社員の不正事案等における対応について	1

神戸新交通株式会社役員並びに社員の

不正事案等における対応について

神戸新交通株式会社の一連の不正事案等に関係した現元役員及び社員の民事上・刑事上の責任及び懲戒処分につき、「役員等責任調査委員会」「懲罰委員会」からの答申を踏まえて、当会社の取締役会で審議され、以下のとおり処分等が行われました。

1. 関係役職員等の責任

【民事上の責任】

不正支給額等は神戸新交通労働組合等に対して返還請求を行うべきものであり、現在その訴訟を提起しています。組合から回収できれば役員等に負担を求める必要はないため、判決結果を待つこととし、判決に基づいて組合から回収できない部分について該当者に民事責任を求めていきます。

なお、先の神戸市監査報告では「給与・賞与上積み並びに遡り離職承認に関して先ずは組合等に返還を求める手段を尽くすべき、その上で残余が生じた場合は必要に応じて役員に負担を求めることができるか検討すべき」と指摘されています。

【刑事上の責任】

(1) 社員特別貸付制度

社員特別貸付に関連して時効になっていないのは金利変更行為であるが、金利変更は不正支給額を減少させる意図で行われており、実際に金利引下げ額以上に不正支給額が減少されていることから、会社に損害を与える目的や第三者の利益を図る目的があったとは言えず、違法性も低いことから告訴は行いません。

(2) 給与・賞与への上積み

不正な上積み支給に関与した役員の実責任は重いものの、自らが開始したのではなく、前任者からの引継ぎ行為であること、自らの利益を積極的に図ったものではないこと、在職期間中の会社への貢献度などを総合的に考慮し、一定額の被害弁償が行われることを条件として告訴は行いません。

(3) 遡り離職承認

未申請の離職に対して、欠勤として処理し給与の返還を求めるべきところを、遡り離職承認を行ったことは返還請求権を放棄し会社に損害を与えたことになるが、その承認時点では労働協約に基づく適正な清算処理であると考えていたものであるため、違法性の程度は低いと判断して告訴は行いません。

【懲戒処分】

神戸新交通の社員については、当会社の就業規則に基づき、次のとおり処分を行いました。神戸市から退職派遣された役員及び社員(課長級以下)のうち、すでに当会社を退職している者については、在任当時に不正事案が発覚したものとして、役員については神戸市懲戒処分の指針に、また課長級以下については当会社懲罰規定に各々照らし合せて、役員等責任調査委員会が相当と考える処分量定結果を当会社の取締役会での審議を経て、神戸市へ報告がありました。

なお、現取締役については、役員報酬の一部を自主返納しました。

◎神戸市退職派遣

<役員>

- (1)免職相当
 - 元常務 1名(給与賞与の不正支給・無断離職・駅売上金紛失・特別貸付)
- (2)停職相当
 - 元社長 2名(給与賞与の不正支給・特別貸付)
 - 元社長 1名(駅売上金紛失・特別貸付)
 - 元社長 1名(無断離職)
 - 元常務 2名(給与賞与の不正支給・無断離職・特別貸付)
 - 元常務 1名(不正な交際費・給与賞与の不正支給)
- (3)減給相当
 - 元社長 2名(無断離職・特別貸付)
 - 元副社長 1名(不正な交際費・給与賞与の不正支給)
 - 元専務 1名(不正な交際費・給与賞与の不正支給)
 - 元常務 1名(不正な交際費)
 - 元常務 1名(給与賞与の不正支給・特別貸付)
 - 元取締役 1名(駅売上金の紛失)
 - 元取締役 1名(無断離職)
- (4)戒告相当
 - 元監査役 2名(不正な交際費)
 - 元監査役 6名(特別貸付)

<課長以下>

- (1)諭旨解雇相当
 - 元課長級 1名(給与賞与の不正支給)
- (2)降職相当
 - 元課長級 1名(給与賞与の不正支給・特別貸付)
- (3)出勤停止相当
 - 元課長級 1名(給与賞与の不正支給・特別貸付)
 - 元課長級 1名(給与賞与の不正支給)
- (4)減給相当
 - 元課長級 1名(給与賞与の不正支給)
- (5)譴責相当
 - 元課長級 1名(不正な交際費)
 - 元係長級 1名(不正な交際費・給与賞与の不正支給)
 - 元係長級 1名(給与賞与の不正支給・特別貸付)

◎神戸新交通株式会社社員

(1)懲戒解雇

佃 剛 (係長級) (不正な交際費・給与賞与の不正支給・特別貸付)
松田 浩之 (駅売上金の紛失)

(2)降職

課長級 1名 (給与賞与の不正支給・特別貸付)
課長級 1名 (不正な交際費・給与賞与の不正支給・特別貸付)

(3)出勤停止

係長級 1名 (給与賞与の不正支給)

(4)減給

部長級 1名 (給与賞与の不正支給)
課長級 1名 (駅売上金の紛失)
課長代理 1名 (不正な交際費・給与賞与の不正支給)
課長代理 1名 (給与賞与の不正支給・特別貸付)
課長代理 1名 (給与賞与の不正支給)
係長級 2名 (給与賞与の不正支給)

(5)譴責

課長級 1名 (不正な交際費)
課長代理 1名 (駅売上金の紛失)
係長級 1名 (駅売上金の紛失)
係長級 1名 (給与賞与の不正支給)

2. 処分日 (及び神戸市報告日)

令和2年3月16日

3. 再発防止に向けて

今回の一連の不正事案については、組合対応をはじめとする労務におけるガバナンスが機能していなかったことが問題であったため、外部有識者による労務ガバナンス改善委員会を設置し、改善策の指針となる「労務ガバナンス改善意見書」を受理しました。当会社においては、①コンプライアンスの再徹底、②労働環境の再整備、③健全な労使関係の再構築を柱とする「労務ガバナンス改善行動計画」を策定し、これまでに規則等の点検・整備や勤怠管理システムの導入、労働協約の見直しに向けた協議等に取り組んできました。今後は行動計画の実効性を高め、PDCAサイクルを繰り返すことにより労務ガバナンスのスパイラルアップを図っていきます。

また、公正かつ透明性を確保するため、外部委員を含むコンプライアンス委員会を設立いたします。さらに、監査室を設置し内部監査を強化していきます。

神戸新交通株式会社では、役員・社員が一丸となって労務ガバナンスの強化に取り組む、安全安心運行を使命とし、真にお客さまから信頼される公共交通機関として再出発いたします。